

所管部課	地域福祉部 福祉推進課		部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱等について			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項
	関係事項	条例規則			
関係事項	部課機関				
1. 要旨					
<p>内閣府が定めた令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として実施している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯当たり5万円）」について、令和4年度末に事業が終了することから、各給付金の支給事業実施要綱を廃止する要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 各給付金の事業終了に伴い、「東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱」及び「東大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱」を制定する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 給付金の申請受付は既に終了しているため、要綱廃止に伴う市民への影響等はない。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
令和4年	4月26日	原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、国が低所得世帯（非課税世帯等）に対し1世帯当たり10万円を支給する方針を決定（令和3年度に開始した給付金の支給対象見直し）			
令和4年	6月1日	東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正（市長決裁）			
令和4年	9月9日	国の物価・賃金・生活総合対策本部において、低所得世帯（非課税世帯等）に対し1世帯当たり5万円を支給する方針を決定			
令和4年	10月11日	東大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱の制定（市長決裁）			
令和5年	3月31日	各給付金支給事業終了			
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに廃止手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。